

別表第1の1 設計住宅性能評価の評価料金

単位：円（税込）

	(い) 床面積の合計	(ろ) 必須4分野のみについて 評価する場合の額 ()内は税抜料金	(は) 必須4分野以外の分野について 評価する場合(ろ)に加算する額 ()内は税抜料金	(に) 長期使用構造等確認を合わせて 行う場合に(ろ)に加算する額 ()内は税抜料金
一戸建ての住宅	100㎡以内のもの	68,200 (62,000)	m×1,100 (m×1,000)	5,500 (5,000)
	100㎡を超え 200㎡以内のもの	71,500 (65,000)		
	200㎡を超え 300㎡以内のもの	79,200 (72,000)		
	300㎡を超えるもの	83,600 (76,000)		
共同住宅等	200㎡以内のもの	69,300 +M× 12,100 (63,000 +M× 11,000)	M×m×1,100※ ² (M×m×1,000)	5,500+M×2,200 (5,000+M×2,000)
	200㎡を超え 500㎡以内のもの	85,800 +M× 12,100 (78,000 +M× 11,000)		
	500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	93,500 +M× 12,100 (85,000 +M× 11,000)		
	1,000㎡を超え 3,000㎡以内のもの	112,200 +M× 12,100 (102,000 +M× 11,000)		
	3,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの	246,400 +M× 9,900 (224,000 +M× 9,000)		
	5,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	388,300 +M× 8,800 (353,000 +M× 8,000)		
	10,000㎡を超え 50,000㎡以内のもの	512,600 +M× 8,800 (466,000 +M× 8,000)		
	50,000㎡を超えるもの	1,126,400 +M× 8,800 (1,024,000 +M× 8,000)		
M：評価対象戸数 m：必須以外で評価を行う分野数（4以上の場合はm＝4とする。） ※1（ろ）は、建築基準法に基づく確認を申請する場合、別表第6（ろ）の料金を減額する。 ※2 共同住宅等に[音環境に関すること]を評価する場合はM×4,400を加算する。 ※3 併用住宅（住戸の総数が1の場合に限る）の住宅部分は一戸建ての住宅の額とする。				

別表第1の2 長期使用構造等の確認料金

単位:円(税込)

	(い)	(ろ)	(は)
	床面積の合計	長期使用構造等の確認をする場合 及び軽微変更該当証明をする場合 ((は) の場合を除く。) の額	軽微変更該当証明をする場合の額 (変 更に係る直前の長期使用構造等確認 をセンターから受けている場合に限 る。)
		() 内は税抜料金	() 内は税抜料金
一戸建ての住宅	100㎡以内のもの	73,700 (67,000)	5,500 (5,000)
	100㎡を超え 200㎡以内のもの	77,000 (70,000)	
	200㎡を超え 300㎡以内のもの	84,700 (77,000)	
	300㎡を超えるもの	89,100 (81,000)	
共同住宅等	200㎡以内のもの	74,800 + M× 14,300 (68,000 + M× 13,000)	5,500 + M× 1,100 (5,000 + M× 1,000)
	200㎡を超え 500㎡以内のもの	91,300 + M× 14,300 (83,000 + M× 13,000)	
	500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	99,000 + M× 14,300 (90,000 + M× 13,000)	
	1,000㎡を超え 3,000㎡以内のもの	117,700 + M× 14,300 (107,000 + M× 13,000)	
	3,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの	251,900 + M× 12,100 (229,000 + M× 11,000)	
	5,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	393,800 + M× 11,000 (358,000 + M× 10,000)	
	10,000㎡を超え 50,000㎡以内のもの	518,100 + M× 11,000 (471,000 + M× 10,000)	
	50,000㎡を超えるもの	1,131,900 + M× 11,000 (1,029,000 + M× 10,000)	
M：確認対象戸数			
※ 1 (ろ) は、建築基準法に基づく確認を申請する場合、別表第 6 (ろ) の料金を減額する。			
※ 2 併用住宅 (住戸の総数が 1 の場合に限る) の住宅部分は一戸建ての住宅の額とする。			
※ 3 (は) は、変更内容により減額することができる。ただし減額後の額は 2,200 円以上とする。			

別表第2 建設住宅性能評価（新築住宅に限る。）の評価料金

単位：円（税込）

	(い) 床面積の合計	(ろ) 必須4分野のみについて 評価する場合の額 () 内は税抜料金	(は) 必須4分野以外の分野について 評価する場合(ろ)に加算する額 () 内は税抜料金
一戸建ての住宅	100㎡以内のもの	114,400 (104,000)	m×1,100 (m×1,000)
	100㎡を超え 200㎡以内のもの	126,500 (115,000)	
	200㎡を超え 300㎡以内のもの	149,600 (136,000)	
	300㎡を超えるもの	171,600 (156,000)	
共同住宅等	200㎡以内のもの	N× 26,400 +M× 15,400 (N× 24,000 +M× 14,000)	M×m×1,100 (M×m×1,000)
	200㎡を超え 500㎡以内のもの	N× 35,200 +M× 15,400 (N× 32,000 +M× 14,000)	
	500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	N× 45,100 +M× 15,400 (N× 41,000 +M× 14,000)	
	1,000㎡を超え 3,000㎡以内のもの	N× 107,800 +M× 15,400 (N× 98,000 +M× 14,000)	
	3,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの	N× 157,300 +M× 13,200 (N× 143,000 +M× 12,000)	
	5,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	N× 206,800 +M× 13,200 (N× 188,000 +M× 12,000)	
	10,000㎡を超え 50,000㎡以内のもの	N× 402,600 +M× 13,200 (N× 366,000 +M× 12,000)	
	50,000㎡を超えるもの	N× 807,400 +M× 13,200 (N× 734,000 +M× 12,000)	

M：評価対象戸数
N：現場検査を行う回数（現場検査を書類等による審査にて省略する場合を含む。
m：必須以外で評価を行う分野数（4以上の場合はm＝4とする。）
※1 共同住宅等に[音環境に関すること]を評価する場合は見積とする。
※2 併用住宅（住戸の総数が1の場合に限る）の住宅部分は一戸建ての住宅の額とする。
※3 変更申告書1申請につき5,500円（計算を要しない等の簡易なものは2,200円。計算書等が複数ある場合は1計算書等ごとに5,500円。）（税込み）

別表第3 他者が設計住宅性能評価を行った場合の建設住宅性能評価の評価料金の加算額

単位：円（税込）

	(い) 床面積の合計	(ろ) 必須4分野のみについて 評価する場合の額 () 内は税抜料金	(は) 必須4分野以外の分野について 評価する場合(ろ)に加算する額 () 内は税抜料金
一戸建ての住宅	100㎡以内のもの	34,100 (31,000)	m × 550 (m × 500)
	100㎡を超え 200㎡以内のもの	35,750 (32,500)	
	200㎡を超え 300㎡以内のもの	39,600 (36,000)	
	300㎡を超えるもの	41,800 (38,000)	
共同住宅等	200㎡以内のもの	34,650 + M× 6,050 (31,500 + M× 5,500)	M × m × 550 (M × m × 500)
	200㎡を超え 500㎡以内のもの	42,900 + M× 6,050 (39,000 + M× 5,500)	
	500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	46,750 + M× 6,050 (42,500 + M× 5,500)	
	1,000㎡を超え 3,000㎡以内のもの	56,100 + M× 6,050 (51,000 + M× 5,500)	
	3,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの	123,200 + M× 4,950 (112,000 + M× 4,500)	
	5,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	194,150 + M× 4,400 (176,500 + M× 4,000)	
	10,000㎡を超え 50,000㎡以内のもの	256,300 + M× 4,400 (233,000 + M× 4,000)	
	50,000㎡を超えるもの	563,200 + M× 4,400 (512,000 + M× 4,000)	

M：評価対象戸数
m：必須以外で評価を行う分野数（4 以上の場合はm＝4 とする。）
※1 共同住宅等に[音環境に関すること]を評価する場合は見積とする。
※2 併用住宅（住戸の総数が1 の場合に限る）の住宅部分は一戸建ての住宅の額とする。
※3 変更申告書1申請につき2,200円（計算を要しない等の簡易なものは1,100円）（税込み）

別表第 4 室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行う場合の評価料金の加算額

単位：円（税込）

	(い) 測定を行う化学物質	(ろ) 建設住宅性能評価の評価料金の加算額
一戸建ての住宅・ 共同住宅等	ホルムアルデヒドのみについて測定する場合	見積
	ホルムアルデヒド及びVOCについて測定する場合	見積

注意

1. 測定の方法は、簡易測定機器（測定サンプラーによるパッシブ採取方式）による。
2. 評価方法基準 6－3（3）イ③に規定されている窓及び扉の開閉等の測定環境の設定及び維持を、申請者が行うものとする。
3. 新築住宅に係る建設住宅性能評価においては、竣工時の検査と測定を同時に行うものとする。
4. VOCとは、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンをいう。

別表第5 住宅型式性能認定又は型式住宅部分等製造者認証を含む場合の評価料金の減額
及び長期使用構造等の確認料金の減額（構造の安定に関することに限る）

単位：円（税込）

	(い) 床面積の合計	(ろ) 設計住宅性能評価の評価料金若しくは長期使用構造等の確認料金から減ずる額 () 内は税抜き料金	(は) 建設住宅性能評価の評価料金から減ずる額 () 内は税抜き料金
一戸建ての住宅	100㎡以内のもの	20,900 (19,000)	27,500 (25,000)
	100㎡を超え 200㎡以内のもの	23,100 (21,000)	38,500 (35,000)
	200㎡を超え 300㎡以内のもの	23,100 (21,000)	38,500 (35,000)
	300㎡を超えるもの	23,100 (21,000)	38,500 (35,000)
共同住宅等	200㎡以内のもの	$33,000 + M \times 3,300$ ($30,000 + M \times 3,000$)	$N \times 6,600 + M \times 7,700$ ($N \times 6,000 + M \times 7,000$)
	200㎡を超え 500㎡以内のもの	$34,100 + M \times 3,300$ ($31,000 + M \times 3,000$)	$N \times 12,100 + M \times 7,700$ ($N \times 11,000 + M \times 7,000$)
	500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	$38,500 + M \times 3,300$ ($35,000 + M \times 3,000$)	$N \times 16,500 + M \times 7,700$ ($N \times 15,000 + M \times 7,000$)
	1,000㎡を超え 3,000㎡以内のもの	$50,600 + M \times 3,300$ ($46,000 + M \times 3,000$)	$N \times 59,400 + M \times 7,700$ ($N \times 54,000 + M \times 7,000$)
	3,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの	$86,900 + M \times 2,200$ ($79,000 + M \times 2,000$)	$N \times 85,800 + M \times 7,700$ ($N \times 78,000 + M \times 7,000$)
	5,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	$144,100 + M \times 2,200$ ($131,000 + M \times 2,000$)	$N \times 90,200 + M \times 7,700$ ($N \times 82,000 + M \times 7,000$)
	10,000㎡を超え 50,000㎡以内のもの	$183,700 + M \times 2,200$ ($167,000 + M \times 2,000$)	$N \times 107,800 + M \times 7,700$ ($N \times 98,000 + M \times 7,000$)
	50,000㎡を超えるもの	$372,900 + M \times 2,200$ ($339,000 + M \times 2,000$)	$N \times 154,000 + M \times 7,700$ ($N \times 140,000 + M \times 7,000$)
M：評価対象戸数 N：現場検査を行う回数（現場検査を書類等による審査にて省略する場合を含む。）			

別表第6 建築基準法に基づく確認、検査をともに申請する場合の評価料金等の減額

単位：円（税込）

	(い) 床面積の合計	(ろ) 設計住宅性能評価の評価料金 又は長期使用構造等の確認料金から 減ずる額 () 内は税抜料金	(は) 建設住宅性能評価の評価料金から 減ずる額 () 内は税抜料金
一戸建ての住宅	100㎡以内のもの	5,500 (5,000)	5,500 (5,000)
	100㎡を超え200㎡以内のもの	6,600 (6,000)	6,600 (6,000)
	200㎡を超え300㎡以内のもの	7,700 (7,000)	7,700 (7,000)
	300㎡を超えるもの	88,000 (80,000)	88,000 (80,000)
共同住宅等	200㎡以内のもの	5,500 (5,000)	9,900 (9,000)
	200㎡を超え500㎡以内のもの	6,600 (6,000)	13,200 (12,000)
	500㎡を超え1,000㎡以内のもの	7,700 (7,000)	16,500 (15,000)
	1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの	8,800 (8,000)	20,900 (19,000)
	3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	11,000 (10,000)	24,200 (22,000)
	5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	16,500 (15,000)	26,400 (24,000)
	10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	20,900 (19,000)	31,900 (29,000)
	50,000㎡を超えるもの	31,900 (29,000)	36,300 (33,000)

別表第7 年間に相当数の申請が見込める場合の評価料金等の減額率

年間に見込める申請の数	住宅性能評価又は長期使用構造等確認の料金の減額率の上限
50件以上	30%

別表第8の1 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等の減額

単位：円（税込）

設計住宅性能評価等又は長期使用構造等確認の料金から減ずる額の上限 () 内は税抜料金	M×3,300 (M×3,000)
M：同タイプの住戸数	

別表第8の2 共同住宅等で同タイプの住棟が多い場合等の減額

単位：円（税込）

設計住宅性能評価等又は長期使用構造等確認の料金から減ずる額の上限 () 内は税抜料金	M×3,300 (M×3,000)
M：同タイプである住棟の戸数	

別表第9 電子情報処理組織により作成した磁気ディスクを添付した住宅性能評価の評価料金の減額

単位：円（税込）

(い) 区分	(ろ) 設計住宅性能評価の評価料金から減ずる額 () 内は税抜料金
一戸建ての住宅	1,100 (1,000)
共同住宅等	$1,100 + M \times 1,100$ $(1,000 + M \times 1,000)$
M：評価対象住戸数	

別表第10 あらかじめ理事長が定める日又は期間内に行った場合の住宅性能評価料金

及び長期使用構造等の確認料金に乗ずる係数

(い) 区分	(ろ) 設計住宅性能評価の評価料金及び長期構造等の 確認料金に乗じる係数	(は) 建設住宅性能評価の評価料金に乗じる係数
一戸建ての住宅	$0.95 \cdot 0.9 \cdot 0.85 \cdot 0.8 \cdot 0.75 \cdot 0.7$	$0.95 \cdot 0.9 \cdot 0.85 \cdot 0.8 \cdot 0.75 \cdot 0.7$
共同住宅等	$0.95 \cdot 0.9 \cdot 0.85 \cdot 0.8 \cdot 0.75 \cdot 0.7$	$0.95 \cdot 0.9 \cdot 0.85 \cdot 0.8 \cdot 0.75 \cdot 0.7$
理事長は、理事長が定める日又は期間、理事長が別に定める項目、理事長が定める係数を、あらかじめ定めることができるものとする。		

別表第11 新築住宅に係る建設住宅性能評価の評価料金の返還率

	(い) 申請の取り下げを行った時期	(ろ) 当該評価料金に乗ずる率
一戸建ての住宅	建設住宅性能評価の申請を乙が受理した日から第1回目の現地検査の前日まで	0.95
	第1回目の現地検査を実施した日から第2回目の現地検査の前日まで	0.70
	第2回目の現地検査を実施した日から第3回目の現地検査の前日まで	0.45
	第3回目の現地検査を実施した日から第4回目の現地検査の前日まで	0.20
共同住宅等	建設住宅性能評価の申請を乙が受理した日から第1回目の現地検査の前日まで	0.95
	第1回目の現地検査を実施した日から最終回（竣工時）の現地検査を実施する日の前日まで	$1 - \{J \div N + 0.05\}$
J：評価の取り下げ及び解除の日までにすでに実施した現場検査の回数		
N：現場検査を行う回数（現場検査を書類等による審査にて省略する場合を含む。）		